

令和5年度事業計画

事業期間 自 令和5年7月 1日
至 令和6年6月30日

〈基本方針〉

いわゆる所有者不明土地問題に起因して、わずか5～6年の間に、国が矢継ぎ早に数々の施策を打ち出してきた状況下において、本年4月27日には相続土地国庫帰属制度が施行された。これは相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができるというものである。いわば土地所有権の放棄から不明土地発生への流れを断ち切る効果が期待される。法務省には、2月下旬以降、3ヶ月で6500件に上る相談が既に寄せられたそうである。いわゆる土地神話とも言われた昭和から平成初頭にかけてのバブル期を引き合いに出すのは、最早何の意味も為さないが、誰が土地を手放すための制度を想像したことか。

また、令和6年4月には国民に直接的に大きな影響を及ぼすと考えられる相続登記の申請義務化が始まる。まだまだ国民への周知度、理解度は十分ではないと考えられるが、我々も微力ながらシンポジウム等を通してこうした広報活動の一助を担えればと考える。加えて、こうした改正を真に実効性のあるものとしてゆくためには、我々のような専門的知見を備えた実務家が、新たな施策に精通して、官と民の間の橋渡しをするような役割が期待されているものと考えなければならない。

一連の法改正の根幹にも繋がる土地基本法改正（令和2年3月）、本法第6条には、「土地所有者等は、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する」とされ、「その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない」と規定された。これは官民有地を問わず求められていることであり、昨今地方分権譲与後の里道・水路の表題登記を推進すべしとする声も届くようになったところである。併せて従来より注力する狹隘道路整備事業については、災害時の消防活動の支障となる等防災上の観点からも昨今社会的に注目が集まっており、国の交付金制度も整備されたところから、ニーズに応じた多様な事業活動を展開したい。

我々の主幹業務とも言える道路行政に関わる事業を進める上で官民境界確認補助業務は密接な関連があり、円滑・迅速な業務処理上、引き続き本業務の拡大にご理解を得たい。県内13市町において本業務の委託を受けており、他地域への啓発を図りたい。官公署との対話を進めるほ

ど、官公署職員の本業務へ取り組む事の不安感や、本業務への潜在的需要の高まりを受けとめており、また全国的にもかなりの広範囲に及び本業務が浸透していることが報告されている。

本年5月に、多くの官公署職員また森林組合関係者の皆さんにご来場を頂き開催した、地図づくりシンポジウム2023においては、森林経営管理制度と所有者不明土地問題、森林境界明確化事業の問題点と解消のテーマを取り上げ、土地家屋調査士の知見の活用を提言した。引き続き関係部署へのアプローチを企画する。

懸案のインボイス制度への対応については、全国各協会に先駆けて、協会・社員の合意書方式に取り組み、98%という高い締結率を達成できた。これは、恐らくは他協会では真似のできない数字であり、社員各位への深い謝意を表明すると共に、岐阜協会の高い組織力を内外に示す格好の場となり、これも各位と共に喜びを分かち合いたい。制度改正に伴う本格的な事務処理は10月以降となるが、官公署、社員各位にストレスの無いよう万全を配する。

3年余りに及ぶコロナ渦に明るさが戻りつつある中、令和5年5月の内閣府月例経済報告では、「緩やかに景気が回復している。」と報告されたように、回復への期待感が込められた。本協会は「土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に係る権利の明確化に寄与する」という重要な使命の元、県民に安全と安心を提供するという大きな役割がある。そのためには、協会社員全員が力を合わせ、この難局を乗り越らなければならない。

本協会は、昨年度の事業実績を検証し、令和5年度も公共嘱託業務の適正かつ迅速な処理に向け、組織体制を一層確実なものとするこことで、公益法人としてのガバナンスの確立と内部統制の整備を図り、また法令遵守そして個人情報保護に努めるなど、更に透明性の高い運営を心がけ、官公署の協働者としての信頼を益々得て『選択される公嘱協会』としてのポジションを確固たるものとするべく、以下の事業を推進する。

今年度の公益目的事業「不動産に係る権利の明確化推進事業」の概要は次のとおりである。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
2. 地図整備の促進等に係る受託業務（関連事業）
3. 防災及び災害時支援事業（自主事業）
4. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業）

総務部

1. 組織関係

(1) 諸規則等の整備

- ・見直しが必要な規則を検討し改善する。

(2) 効率的な事務運営の推進

- ・新たな事務管理システムの導入、新システムの利用促進を図る。

(3) 会議及び研修会等の効率的な開催と円滑な運営

- ・ウェブ会議開催の促進

ウェブ会議開催に伴う経費削減、担当役員の負担軽減をめざし推進していく。

(4) 公益法人としての透明性を確保するための情報公開

- ・法人法、認定法に基づく迅速な情報公開

(5) 公益法人としてのガバナンスの強化及び危機管理への対応

- ・役員研修会の実施
- ・ホームページの随時更新と改変
- ・公嘱ニュースの発行
- ・災害等危機管理への対応

(6) 調査士会館移転に伴う対応

- ・新会館への移転対応、新会館での公嘱業務の効率化を図る。

2. 事業関係

(1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産登記制度、土地家屋調査士制度の啓発と公嘱制度の広報

- ・ホームページでの協会活動の啓発及び広報
- ・名刺を活用した啓発及び広報、対外広報の検討及び実施

財務部

1. 公益法人として社会から信頼される会計情報の提供

- ・公益法人会計基準及び関連法令に則した適正な会計処理

企画部

1. 防災及び災害時支援事業の推進

(1) 地図情報を活用した危機管理推進

- ・官公署との情報共有の検討
- (2) 災害時応援協力に関する体制強化
 - ・官公署及び他協会との災害時応援協力に関する協定への対応
 - ・防災訓練への参加
 - ・認定登記基準点整備への対応
- 2. 土地の筆界を明らかにする業務の専門家として境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業推進
 - (1) 研修会等の企画と開催
 - ・シンポジウムの企画
 - ・官公署、他協会等からの講師派遣依頼への対応
 - (2) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談会の開催・参画
- 3. 社員教育の推進
 - ・社員研修会の企画、開催
 - ・情報収集のための外部研修会への社員派遣

業 務 部

業務推進

1. 公共嘱託登記に係る受託事業の推進
 - (1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家による登記測量（全部受託業務）の啓発
 - ・表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する対応
 - ・未登記処理業務の啓発
 - (2) 契約及び積算事務に関する体制の強化
 - ・業務積算システムの運用と改善
2. 地図整備の促進等に係る受託事業の推進
 - (1) 地図作成業務の啓発と対応
 - ・登記所備付地図作成作業
 - ・調査士型の地籍調査事業
 - ・国土調査法第19条第5項指定制度の活用
 - ・森林経営管理法に関わる業務提案
 - (2) 官民境界確認補助業務の啓発と対応
 - (3) 法定外公共物の土地表題登記業務の啓発と対応

- ・地籍調査の成果を活用した公共用地筆界未定解消のための土地表題登記の研究と対応
 - ・土地基本法改正に伴う公用地境界管理業務の啓発
- (4) 認定登記基準点整備事業の体制強化及び実施

業務管理

1. 公共嘱託登記受託処理体制の強化と啓発活動
- (1) 官公署との協議
- ・嘱託業務運用基準の確認
- (2) 品質管理の徹底
- ・個人情報保護の徹底
 - ・業務処理の工程管理と検査の徹底
 - ・統一した成果品の徹底
- (3) 業務処理に関する研究と対応
- ・協会保有機器及びシステムの運用と管理
- (4) オンライン申請の促進
2. 公益目的事業推進会議の企画と開催
- ・2回開催